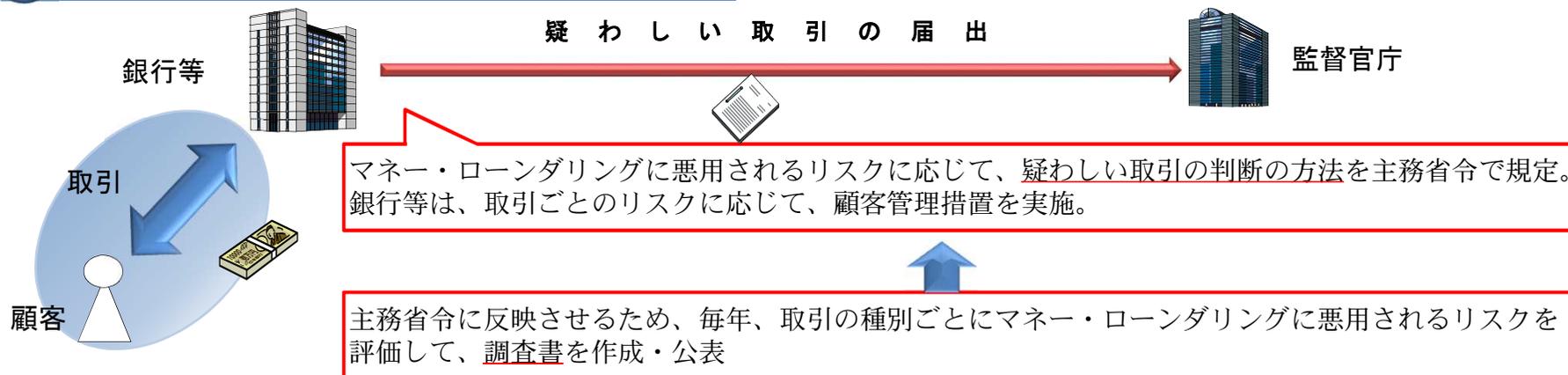


犯罪収益移転防止法の一部改正の概要（平成26年11月27日公布）

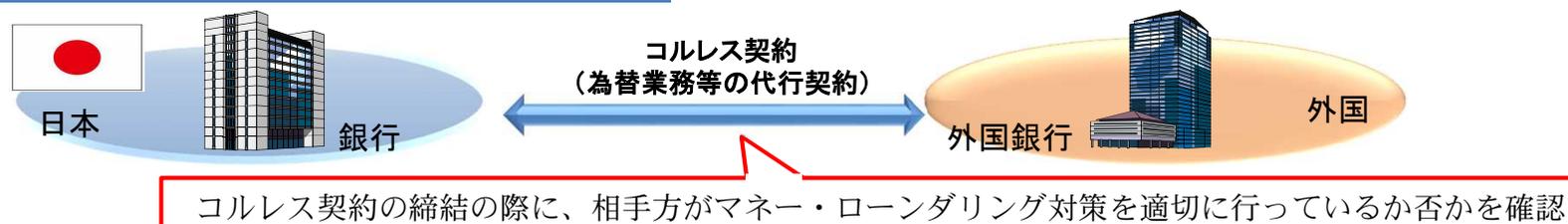
※ 公布日に施行された犯罪収益移転危険度調査書に係る部分を除き、平成28年10月1日から施行

1 疑わしい取引の判断方法の明確化



※ リスクが低い取引については、顧客管理措置を簡素化

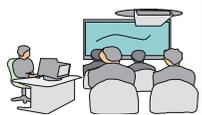
2 コルレス契約締結時の厳格な確認



3 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充

現行

- 使用人に対する教育訓練の実施 等



拡充

- 顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定
- 顧客管理措置の責任者の選定 等



犯罪収益移転防止法施行令及び施行規則の改正事項

法改正に伴う主務省令の改正

(1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法

法第8条第2項 疑わしい取引の判断は、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行う。

新規則26条(主務省令で定める項目)

→ 「一般的な取引の態様との比較」、「当該顧客との過去の取引との比較」、「取引時確認との整合性」を規定

新規則27条(主務省令で定める方法)

- ①一見取引 : 上記の項目に従って疑わしい点があるか確認
- ②継続取引 : ①+確認記録・取引記録の精査
- ③高リスク取引: ①or②+必要な調査+統括管理者の承認 を規定

(2) コルレス契約締結の際の確認義務

法第9条 外国銀行とコルレス契約を締結する際に、相手方が主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること等を主務省令で定める方法により確認する。

(3) 特定事業者の体制整備等の努力義務

法第11条 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置を特定事業者は講ずるように努めなければならない。

新規則32条(取引時確認等を的確に行うための措置)

- ◆特定事業者によるリスク評価
- ◆保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集
- ◆リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認
- ◆必要な能力を有する職員の採用
- ◆取引時確認等に係る監査の実施 等を規定

FATF勧告に対応するための政省令の改正

政令

(1) 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に対する取引時確認の実施

新令7条・9条(金融機関等・司法書士等の特定取引)

→ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引を特定取引とする旨を規定

(2) 敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施

新令7条・9条(金融機関等・司法書士等の特定取引)

→ 敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、一の特定取引とみなす旨を規定

(3) 外国PEPsとの取引の厳格な取引時確認の実施

新令12条(厳格な顧客管理を要する取引)

→ 外国PEPs(重要な公的地位にある者(例:外国の元首その他主務省令で定める者、当該地位にあった者及びその家族並びに実質的支配者がこれらの者である者)との特定取引を厳格な取引時確認の対象に追加

主務省令

(1) 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法

新規則6条・7条(本人特定事項の確認方法・本人確認書類)

→ 顔写真のない本人確認書類を用いる場合、提示に加え関係書類の自宅への送付等を行うなど追加的措置を要する旨を規定

(2) 取引時に確認する「実質的支配者」の確認

新規則11条(実質的支配者の確認方法)

→ 法人の「実質的支配者」について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認すべき旨を規定

(3) 取引担当者の代理権等の確認方法

新規則12条(代表者等の本人特定事項の確認方法)

→ 法人の取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認する方法から、社員証を有していることを削除、役員としての登記は代表権を有する場合に限定

その他の主務省令の改正

(1) 個人番号カードを本人確認書類に位置付け(平成28年1月施行)

※ 通知カードは本人確認書類等から除外

(2) 公的個人認証法の改正に伴う本人特定事項の確認方法の整理(平成28年1月施行)

(3) 公共料金等を現金納付する際の取引時確認の簡素化(犯罪収益移転危険度調査書関連)

新規則4条(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)

公共料金、入学金等の支払について取引時確認等を不要とする旨を規定

取引時確認等・取引時確認等を的確に行うための措置・疑わしい取引の判断方法の関係

特
定
業
務
に
係
る
取
引

特
定
取
引

そ
の
他
の
取
引

取引時確認 (法4条1項・2項)

- ・本人特定事項
→自然人：氏名・住居
・生年月日
→法人：名称・所在地
- ・取引を行う目的
- ・職業（自然人）
/事業の内容（法人）
- ・実質的支配者（法人）
- ・資産・収入の状況



確認記録の作成・保存
(法第7条)

取引記録等の作成・保存
(法第7条)

取引記録等の作成不要

- ・1万円以下の取引
- ・200万円以下の両替
- ・残高照会 等

取引時確認等を 的確に行うための措置

法11条

- 取引時確認事項の情報を最新に保つ措置（※現行法に既に規定）
- 取引時確認等の措置の**実施規程**
- **統括管理者の選任**
- 調査書の内容を勘案して講ずべきものとして**主務省令で定める措置**



規則32条

(取引時確認等を的確に行うための措置)

- 特定事業者による**リスク評価**（**新技術**を活用して行う取引を導入する場合を含む）
- 保存している**確認記録・取引記録等の継続的な精査、必要な情報収集・分析**
- リスクの高い取引を行う際の**統括管理者の承認**
- リスクの高い取引について行った**情報収集・分析の結果を书面化・保存**
- 必要な能力を有する**職員の採用**
- 取引時確認等に係る**監査の実施**

疑わしい取引の判断方法

法8条

- 【疑わしい取引の判断】
- **取引時確認の結果、取引の態様、その他の事情を勘案**
 - **調査書の内容を勘案**
 - **主務省令で定める項目**に従って疑わしいかどうかを確認
 - **主務省令で定める方法**により疑わしいかどうかを確認

規則26条 (チェック項目)

- 一般的な取引の態様との比較
- 当該顧客との過去の取引との比較
- 取引時確認事項等との整合性

規則27条 (疑わしい取引の判断)

- ① 一見取引
上記の項目に従って疑わしい点があるか確認
- ② 継続取引
① + **確認記録・取引記録の精査**
- ③ リスクの高い取引
①
or + **必要な調査 + 統括管理者の承認**
②

外国 P E P s に対する措置の内容

F A T F 第 4 次 勧 告

【PEPs(Politically Exposed Persons)】

外国又は国内において特に重要な公的機能を任せられている、又は任せられてきた(have been entrusted)個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。

【 P E P s に対する厳格な措置】
(新勧告12)

顧客等又はその実質的支配者が外国 P E P s 又はその家族の場合には、厳格な顧客管理を実施

- 顧客等又は実質的支配者が P E P s であるか否かを判定するための適切なリスク管理システムの導入
- これらの者と業務関係を確立する際の上級管理者の承認
- その取引等の資産及び収入の状況を確認するための合理的な措置の実施
- 業務関係について厳格な継続的監視を実施

※ 国内 P E P s 又は国際機関 P E P s については、リスクが高い場合に適用

我が国における P E P s の定義

→ 外国 P E P s に限定

政令12条3項
(厳格な顧客管理を要する取引)

- 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者及び上記の者であった者との取引
- 上記の者の家族との取引
- 実質的支配者が上記の者である法人との取引

規則15条(主務省令で定める者)

- 内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- 最高裁判所の裁判官に相当する職
- 特命全権大使・公使、特派大使等に相当する職
- 統合幕僚長、陸・海・空幕僚長等に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経る等の必要があるなどの法人の役員

外国 P E P s に対する措置

規則32条
(取引時確認等を的確に行うための措置)

外国 P E P s 等や当該者が実質的支配者である法人との取引を行う際の統括管理者の承認

規則26条(チェック項目)

- 一般的な取引の態様との比較
- 当該顧客との過去の取引との比較
- 取引時確認事項等との整合性

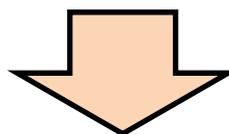
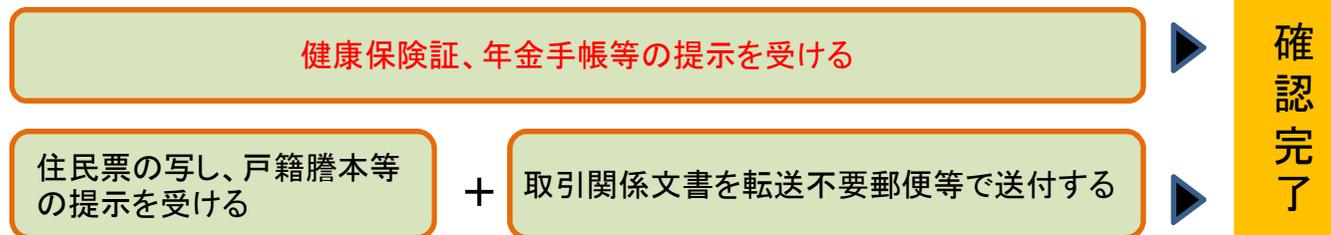
規則27条(疑わしい取引の判断)

- ① 一見取引
・ 上記の項目に従って疑わしい点があるか確認 + 必要な調査 + 統括管理者の承認
- ② 継続取引
① + 確認記録・取引記録の精査

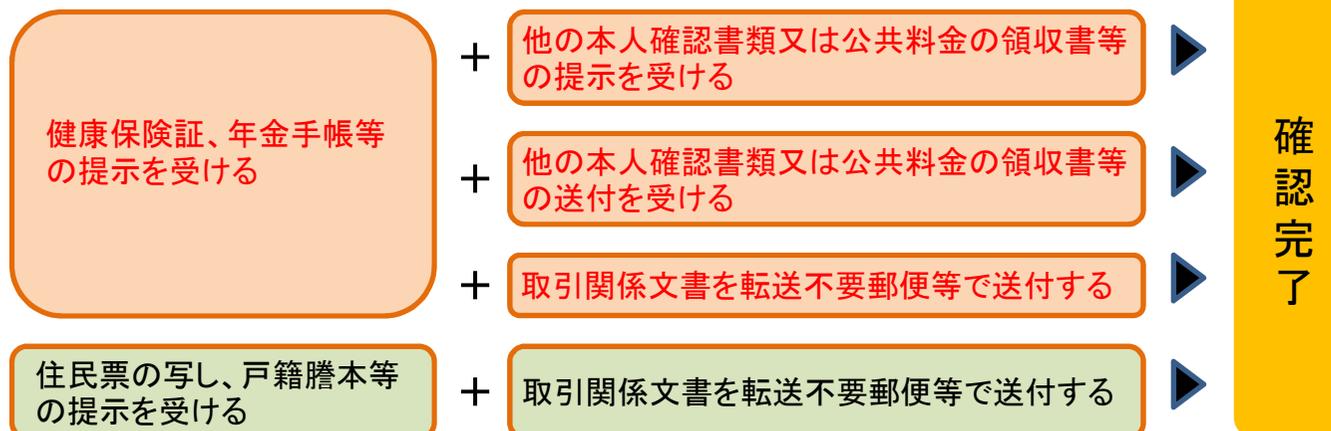
写真なし証明書による本人特定事項の確認方法厳格化 (自然人の対面取引の場合)

FATF
第3次対日相互審査
「金融機関が依拠する
ことが許されている本人
確認書類の質が不明で
あり、自然人の場合、写
真付の身分確認(もしく
は写真付の身分確認が
実用的でない場合、リス
ク増加を抑制する追加
的な二次的措置)は含
まれない。」

<改正前>



<改正後>



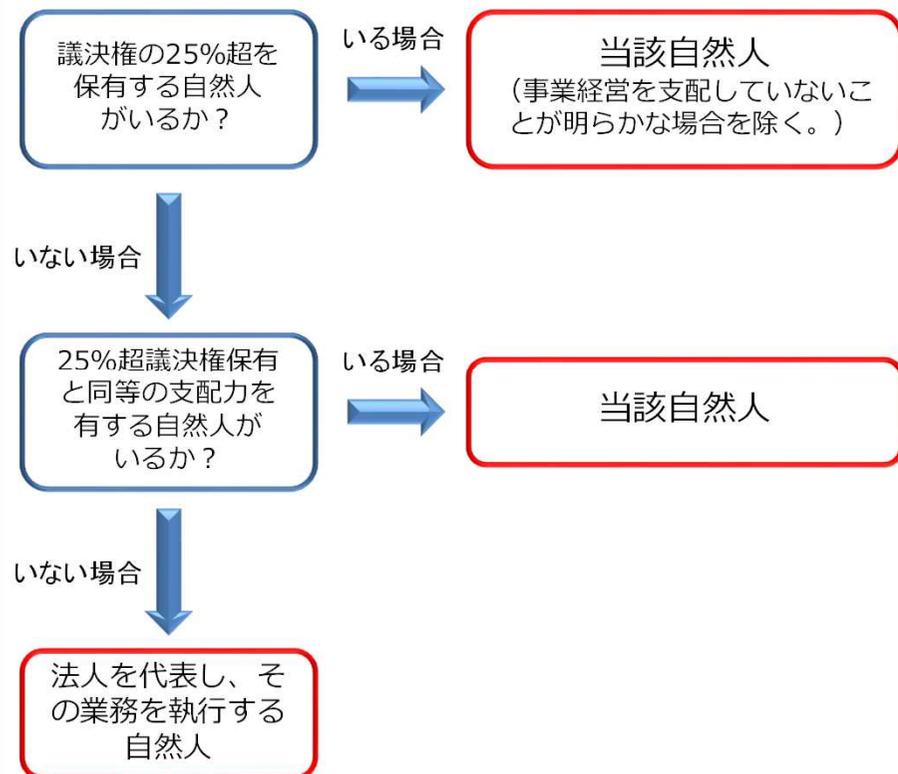
■ 自然人の非対面取引の場合の確認方法、法人の確認方法については改正なし。

○自然人の本人確認書類（規則第7条第1号）の種類と本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号）

本人確認書類の種類	具体例	改正前		改正後			
写真付き書類(A群)	運転免許証・運転経歴証明書 在留カード、特別永住者証明書 個人番号カード、(住民基本台帳カード) 旅券等	6 ホ	提示のみでOK	5イ	7 イ	提示のみでOK	6イ
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 戦傷病者手帳	6 ニ					
	その他の写真あり証明書 (※1 顧客等本人から提示されたもの) (※2 一枚限り発行されるのもので、代理人から提示されたもの)	6 ヘ					
写真が添付されていないが、 現行規則では提示のみで証明 できるとされていた書類 (B群)	申込時に使用した印鑑登録証明書	6 イ	提示のみでOK	5イ	7 ハ	提示+転送不要郵便①	6ロ
	健康保険等の被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 共済組合の組合員証、加入者証	6 ハ				提示+他の本人確認書類(A群を除く) の提示②	6ハ
	国民年金手帳、児童扶養手当証書 母子手帳	6 ニ				提示+補完書類の提示③	6ニ
		提示+他の本人確認書類又はその写 しの送付④					
						提示+補完書類又はその写しの送付 ⑤	
現行規則では提示のみでは 証明力が不足するとされた書 類(C群)	印鑑登録証明書(B群のものを除く) 戸籍謄本、住民票	6 ロ	提示+転送不要郵便	5ロ	7 ニ	提示+転送不要郵便	6ロ
	その他の写真あり証明書 (※ 複数枚発行されるもので、代理人から提示されたもの)	6 ヘ					
	その他の写真なし証明書	6 ト					
					7 ホ		

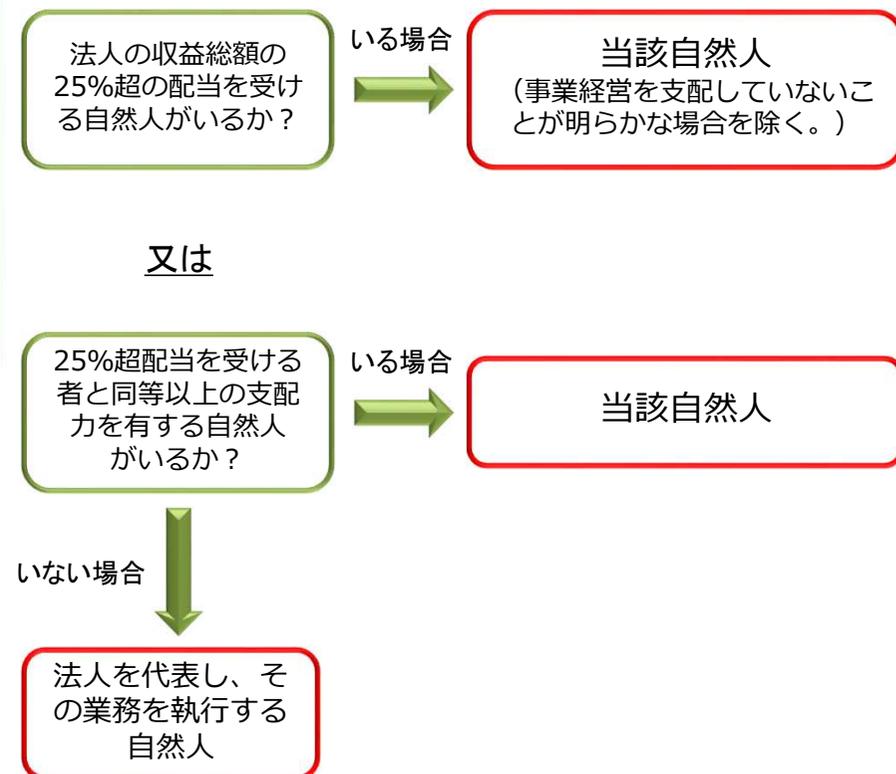
取引時に確認する「実質的支配者」の確認方法

顧客等が資本多数決法人である場合



※ 25%の計算に当たっては、直接保有、間接保有の合計とする。

顧客等が資本多数決法人でない場合



- FATFが求める「顧客の所有権及び管理構造」の把握については、確認記録に『実質的支配者と顧客の関係』について記載することとなる。
- 現行規則では、ハイリスク取引の場合に、実質的支配者の本人確認書類を確認することとしているが、当該実質的支配者がファンドの先にいる者であったり、外国の者であったりする場合に、本人確認書類を入手するのは困難であるため、顧客等からの申告によることとする。
- 現行規則では、ハイリスク取引の場合に、実質的支配者の支配を証明する書類（株主名簿や登記事項証明書）を確認することとしている。
今般の改正に伴い、間接保有者も実質的支配者となりうることとするため、これらの書類は、支配構造を証明するに足り得ない場合が生じ得る。しかしながら、マネロン対策上、実質的支配者が記載されていない場合であっても、これらの書類の提示を受けることは有効と考えるため、当該規定は存置する。

取引担当者への権限の委任の確認方法の厳格化

F A T F 第 4 次 勧 告

10. 顧客管理【旧勧告5】
措置すべき顧客管理は次のとおりである。
- (a)信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身分を確認し、照合すること。
(以下、略)

解 釈 ノ ー ト

- B. 顧客管理—顧客の代理人
4. 勧告10で規定されている、顧客管理措置の(a)及び(b)の要素を実施するとき、**金融機関は、顧客を代理していると主張する者が正当な権限を有しているかどうかを照合することも求められるべきであり、当該代理人の身元確認及び照合を行うべきである。**

F A T F の 指 摘

- 社員証等を所持していることは単にその会社等に属していることを証明するものに過ぎず、代理権等の権限を与えられていることの確認方法としては不適當である。

現 行 の 権 限 委 任 の 確 認 方 法

規則11条4項

- **委任状**その他の取引担当者が法人のために**取引の任に当たっていることを証する書面**を有していること
- **法人が発行した身分証明書（社員証）**その他の法人の役職員であることを示す書面を有していること
- 取引担当者が**法人の役員として登記**されていること
- **法人の本店や営業所等に電話をかけること**その他これに類する方法により、取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることが確認できること
- **法人と取引担当者との関係を認識していること**その他の理由により取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

改 正 後 の 確 認 方 法

規則12条4項

- 変更なし
- **削 除**
- 取引担当者が**法人を代表する権限を有する役員として登記**されていること
- 変更なし
- 変更なし

公共料金等を現金納付する際の取引時確認の簡素化

	税金等の 国・地方公共団体への現金納付	公共料金・入学金等の 現金納付	その他の取引
取引時確認、 確認記録の作成・保存 (法第4条・法第6条)	不要 (施行規則第4条第1項第7号 □)	不要とする	10万円を超える場合は必要
	10万円以下の場合は不要 (施行令第7条第1項第1号夕)		
取引記録の作成・保存 (法第7条)	1万円を超える場合は必要		
	1万円以下の場合は不要 (施行令第15条第1項第2号)		



【規則改正により、取引時確認、確認記録の作成・保存を不要とするもの】

① **公共料金**

→ 電気、ガス又は水道水の料金

(※ 小売電気事業者、一般送配電事業者、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者、水道事業者、工業用水道事業者に対して支払われるものに限る。)

② **入学金**

→ 入学金、授業料その他これに類するものの支払に係るもの

(※ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校に対するもの)